

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 2 5 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁観光産業課

新たな運賃・料金の実施後に学校行事として行われる旅行に利用される貸切バスの契約にかかる取り扱いについて

標記について、自動車局旅客課長より別添のとおり通知がありましたので、了知願います。

また、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の貴都道府県登録の旅行業者等に対して、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。